宮城県高等学校教職員組合
元気高教組 情報 FAX版

平成２８年１０月２９日(土)
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
TEL:022-234-1335 FAX:022-273-1767

人事課長交渉報告　「4月にさかのぼって給与引き上げ、ボーナス引き上げ」

給与＋0.19%（500円～1700円）、ボーナス＋0.1月

3年連続の給与改善（698円）ボーナスは勤勉手当の引き上げに

ボーナス	現在	改定
夏	期末手当　１．２２５月 勤勉手当　０．８月 計　２．０２５月	１．２２５月 ０．８５月　（＋０．０５月） ２．０７５月
冬	期末手当　１．３７５月 勤勉手当　０．８月 計　２．１７５月	１．３７５月 ０．８５月　（＋０．０５月） ２．２２５月
	合計　４．２０月	**４．３０月　（＋０．１０月）**

・但し、今年度は夏のボーナスは支給済みの為、夏の分も含めて冬の勤勉手当が**0.9月**となる。
・給与改善は**４月遡及**のため、**差額支給**が行われる。（**１２月末**）

交渉の経緯

今年は人事院勧告（国家公務員に対する給与などの勧告）の中で、「配偶者にかかる**扶養手当の改悪**」が勧告されました。宮城県人事委員会による勧告（県職員などに対する勧告）においても、追随される危険性がありました。また**地域手当の改悪**、50歳台後半層の**昇給抑制**などの、不当な勧告も心配されていました。そのため、**三者共闘会議**（高教組、宮教組、県職組（県庁職員の組合））による人事委員会要請、及び**公務関連労組連絡会**（高教組、宮教組、国家公務員の地方組織、その他）による人事委員会要請を行い、一昨年のような不当な勧告が行われないよう強く申し入れを行いました。その結果、宮城県人事委員会に於いては良識ある勧告が行われ、心配された不当な勧告は回避されました。

人事課長交渉に於いては、ボーナスについて**期末手当**への増額を訴えましたが、**勧告に従う**という回答に留まりました。給与以外の部分で**介護休暇制度の改善**を求めたところ、**分割取得が可能**になるよう検討しているとの回答がありました。また、平成27年4月からの給与制度の見直しによる原給保障者が、今回のベースアップも含めて約11400人（約39%）にまで減少していることが報告されました。

新たな人事評価制度や再任用制度などの教職員が抱えている問題を人事課長へ訴え、教育長へ伝えることを約束させることができました。このような交渉が行えるのも、**多くの組合員に支えられた組合**があるからこそです。**組合の旗の元**に、今以上に多くの皆さんの力が集まることを期待しています。

宮城高教組　FAX　０２２－２７３－１７６７　　TEL　０２２－２３４－１３３５
Mail：miyagi-kokyoso@mb7.seikyou.ne.jp